



市 章

大津市公報

令 和 5 年 11 月 15 日
第 1 1 0 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告 示

- 284 道路の占用を制限する区域の指定について..... 1
- 285 道路の区域の変更について..... 2
- 286 道路の供用の開始について..... 3
- 298 平成19年告示第45号（市長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任することについて）
の一部改正..... 3
- 299 令和4年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業の
決算に基づく資金不足比率の公表について..... 3
- 300 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事
業者の指定について..... 4
- 301 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の
指定について..... 4
- 302 生活保護法による指定介護機関の変更の届出等について..... 4
- 303 生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について..... 5
- 304 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立
の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出等について..... 5
- 305 令和5年告示第123号（子宮頸がん検診に係る手数料の徴収事務の委託について）の一部改正..... 6
- 306 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について..... 6
- 307 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の変更の届出について..... 6
- 308 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定について..... 7

○ 公 告

- 消防法に基づく命令に関する公告..... 7

告 示

大津市告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年10月31日から同年11月30日まで大津市建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 占用の制限を開始する年月日 令和5年11月1日
- 2 路線名及び占用を制限する区間・延長

路 線 名	区 間	延 長 (メートル)
市道幹1016号線	大津市本堅田三丁目から 大津市本堅田三丁目まで	114
市道幹1031号線	大津市皇子が丘三丁目から 大津市皇子が丘一丁目まで	1463
市道幹1033号線	大津市皇子が丘三丁目から 大津市皇子が丘三丁目まで	102
	大津市札の辻から 大津市京町二丁目まで	541

市道幹1036号線	大津市浜大津一丁目から 大津市浜大津一丁目まで	74
市道幹1037号線	大津市島の関から 大津市梅林一丁目まで	656
市道幹1042号線	大津市中央四丁目から 大津市松本一丁目まで	282
市道幹1045号線	大津市竜が丘から 大津市鶴の里まで	1267
市道幹1052号線	大津市石山寺五丁目から 大津市平津二丁目まで	160
市道幹1112号線	大津市南小松から 大津市南小松まで	261
市道幹1114号線	大津市南小松から 大津市南小松まで	1314
市道幹2128号線	大津市尾花川から 大津市御陵町まで	277
市道幹2134号線	大津市石山寺三丁目から 大津市石山寺三丁目まで	477
市道北2326号線	大津市堅田二丁目から 大津市堅田二丁目まで	247
市道中1921号線	大津市皇子が丘一丁目から 大津市皇子が丘一丁目まで	80
市道中1929号線	大津市皇子が丘一丁目から 大津市皇子が丘一丁目まで	113
市道中3303号線	大津市浜大津一丁目から 大津市浜大津一丁目まで	99
市道中3401号線	大津市京町三丁目から 大津市京町三丁目まで	152
市道中3517号線	大津市長等一丁目から 大津市長等一丁目まで	90
市道中4013号線	大津市におの浜四丁目から 大津市におの浜四丁目まで	397

3 制限の対象とする占有物件 新たに設ける電柱（占有の制限を開始する年月日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を道路上に設けるやむを得ない事情があり、その道路の区域外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占有を制限する理由 緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

(令和5年10月31日揭示済)

大津市告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和5年11月1日から同月14日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月1日

大津市長 佐藤 健 司

路 線 名	区 間	変 更 の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
-------	-----	---------------	---------------------	---------------

市道幹2118号線	大津市坂本五丁目字樹下3030番4地先から 大津市坂本五丁目字八条2194番4地先まで	変更前	20.0～76.0	142.0
		変更後	20.0～38.0	
市道北3205号線	大津市仰木四丁目字植田4685番1地先から 大津市仰木四丁目字植田4692番1地先まで	変更前	4.0～6.4	68.0
		変更後	4.0～6.0	77.0
市道北8040号線	大津市南小松字中野169番2地先から 大津市南小松字中野172番3地先まで	変更前	2.0～3.0	25.9
		変更後	3.0～3.9	

(令和5年11月1日揭示済)

大津市告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和5年11月1日から同月14日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月1日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道北3205号線	大津市仰木四丁目字植田4685番1地先から 大津市仰木四丁目字植田4692番1地先まで	令和5年11月1日
市道北8040号線	大津市南小松字中野169番2地先から 大津市南小松字中野172番3地先まで	令和5年11月1日

(令和5年11月1日揭示済)

大津市告示第298号

平成19年告示第45号（市長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任することについて）の一部を次のように改正する。
令和5年11月15日

大津市長 佐 藤 健 司

本文を次のように改める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち、次の事務を大津市農業委員会に委任する。

- (1) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第10条第1項の規定により独立行政法人農業者年金基金から委託を受けた業務に関すること。
- (2) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第2条の規定により本市が処理することとされた農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務に関すること。

大津市告示第299号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業の決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

令和5年11月15日

大津市長 佐 藤 健 司

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25) [20.00]	— (16.25) [30.00]	△0.5 (25.0) [35.0]	— (350.0)

備考 () 内の数値は早期健全化基準、[] 内の数値は財政再生基準である。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	—	20.0
下水道事業	—	
ガス事業	—	
卸売市場事業	—	

大津市告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和5年11月15日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護ステーション太陽	大津市神領三丁目20番9号名神瀬田ビル3階3-B号室	株式会社太陽	大津市向陽町14番22号	居宅介護	令和5年12月1日	2510102599

大津市告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年11月15日

大津市長 佐藤 健 司

名称	所在地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
訪問看護リハビリステーション満月	大津市朝日が丘一丁目1番6号ラクラスコート1階	育成医療及び更生医療	訪問看護	令和5年10月1日

大津市告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更及び廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和5年11月15日

大津市長 佐藤 健 司

1 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
ケアステーション琥珀	(変更前) 大津市粟津町15番15-102号	株式会社琥珀	(変更前) 大津市粟津町15番15-102号	訪問介護・第1号訪問事業	令和5年4月1日
	(変更後) 大津市栄町2番14		(変更後) 大津市栄町2番14		

	号2階		号2階		
リハビリデイサービスはるか	大津市見世二丁目10番10号	合同会社はるか	(変更前) 大津市日吉台一丁目24番3号	地域密着型通所介護・第1号通所事業	令和5年9月1日
			(変更後) 大津市見世二丁目10番10号		

2 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
ケアステーションあゆみ	大津市大萱一丁目18番12-101号	合同会社あゆみ	大津市大萱一丁目18番12-101号	訪問介護・第1号訪問事業	令和5年11月30日

大津市告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したのものについて、次のとおり告示する。

令和5年11月15日

大津市長 佐藤 健 司

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
山口 大樹	大津市茶が崎4番1-801号	令和5年9月9日

大津市告示第304号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更及び廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和5年11月15日

大津市長 佐藤 健 司

1 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
ケアステーション琥珀	(変更前) 大津市粟津町15番15-102号	株式会社琥珀	(変更前) 大津市粟津町15番15-102号	訪問介護・第1号訪問事業	令和5年4月1日
	(変更後) 大津市栄町2番14号2階		(変更後) 大津市栄町2番14号2階		
リハビリデイサービスはるか	大津市見世二丁目10番10号	合同会社はるか	(変更前) 大津市日吉台一丁目24番3号	地域密着型通所介護・第1号通所事業	令和5年9月1日
			(変更後) 大津市見世二丁目10番10号		

2 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
ケアステーション あゆみ	大津市大萱一丁目 18番12-101号	合同会社あゆみ	大津市大萱一丁目 18番12-101号	訪問介護・第1 号訪問事業	令和5年 11月30日

大津市告示第305号

令和5年告示第123号（子宮頸がん検診に係る手数料の徴収事務の委託について）の一部を次のように改正し、令和5年11月30日から適用する。

令和5年11月15日

大津市長 佐 藤 健 司

表医療法人智林会山田産婦人科の項を削る。

大津市告示第306号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として指定したもののについて、同法第19条の19の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

大津市長 佐 藤 健 司

1 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局在宅調剤センター大津北店	大津市今堅田二丁目13番25号	令和5年7月1日
V・drug大將軍薬局	大津市大將軍一丁目2番15号	令和5年7月1日
そうごう薬局膳所駅前店	大津市馬場二丁目9番1号IB OTSU 1階	令和5年8月1日
おの薬局	大津市湖青一丁目1番14号	令和5年9月1日
ファミリー薬局	大津市石山寺三丁目22番10号	令和5年9月1日
ウエルシア薬局大津唐崎店	大津市唐崎一丁目21番5号	令和5年11月1日

2 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	指定年月日
香をり訪問看護ステーション	大津市大江四丁目16番11号	令和5年7月1日

大津市告示第307号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	変更年月日
訪問看護ステーションらっしゅナー ス	(変更前) 大津市桜野町一丁目20番37号グリーン ベル西大津B棟101	令和5年9月1日
	(変更後) 大津市小関町7番33号	

大津市告示第308号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質により汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和5年11月15日

大津市長 佐 藤 健 司

1 形質変更時要届出区域

(1) 所在 大津市堅田二丁目字志里廣1300番1の一部及び同町字南口戸1409番5の一部

(2) 範囲 次の図のとおり

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
「次の図」は省略し、その図面を大津市役所環境部環境政策課に備え置いて縦覧に供する。**公 告****消防法に基づく命令に関する公告**

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の3第1項の規定により、次のとおり危険物取扱所の使用の制限を命じたので、同条第2項において準用する同法第11条の5第4項の規定により公告する。

令和5年10月26日

大津市長 佐 藤 健 司

1 取扱所の設置場所 大津市大江一丁目35番1号

2 取扱所の区分 一般取扱所

3 使用停止命令期間 当該一般取扱所において、令和5年10月17日に発生した火災と同種の火災が発生するおそれがなくなったと判断されるまでの間

4 命令の対象者 京都市山科区厨子奥苗代元町31番地
株式会社吉田生物研究所

代表取締役 吉田 秀男

代表取締役 吉田 浩一

5 命令を行った期日 令和5年10月17日

(令和5年10月26日揭示済)